徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	16.1
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

9,329.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3

徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	16.1
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,200.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.7

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

8,527.2トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3